

臨時国会成立の主な法律

制度調査部
横山 淳

【要約】

2004年12月3日、第161回（臨時）国会が閉幕した。

今国会では、改正信託業法や郵便局の投信窓版を解禁する特別法などが成立している。

他方、注目を集めた独占禁止法の改正法案は成立せず、継続審議となった。

2004年12月3日、第161回（臨時）国会が53日間の会期を終え、閉幕した。

第161回国会で成立した主な金融・企業関連の法律を挙げると次の通りである。

なお、注目を集めた独占禁止法の改正法案¹は、結局、第161回国会では成立せず、継続審議となった。

法律	施行	概要
民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律	公布日（2004年12月3日）から1年以内（一部を除く）	オンラインによる民事訴訟手続の申立 公示催告手続の迅速化など
信託業法（注1）	公布日（2004年12月3日）から6ヶ月以内（一部を除く）	受託可能財産の範囲拡大 金融機関以外の参入可能 信託契約代理店制度・信託受益権販売業者制度の創設など
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律	2005年4月1日	民間事業者等が法令に基づいて行う一定の書面の保存・作成・交付の電子化
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	2005年4月1日	電子媒体による保存の際に必要な特別な手続の整備など
民法の一部を改正する法律	公布日（2004年12月1日）から6ヶ月以内	表記の現代語化 保証債務に関する規定の整備など

¹ 独占禁止法の改正法案については、堀内勇世「平成16年独占禁止法改正案」（2004年10月19日付DIR制度調査部情報）参照。



債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律	公布日（2004年12月1日）から1年以内	動産譲渡の対抗要件（動産譲渡登記） 債務者不特定の将来債権の譲渡の対抗要件（債権譲渡登記）など
金融先物取引法の一部を改正する法律	2005年7月1日	外国為替証拠金取引業者等への登録制の導入及び規制の整備
貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律（注2）	公布日から20日経過した日	債権の弁済に充てるため、公的給付が払い込まれる預金通帳等の引渡し・提供を求める行為等の禁止など
日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律	公布日から6ヶ月以内	郵便局による投信窓版の解禁
金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律（注2）	公布日から20日経過した日	他人になりすますなど口座の不正利用のために預貯金通帳等を譲り受ける行為等に対する罰則など

（注1）改正信託業法については下記のレポートを参照。

中田綾「信託業法、成立」（2004年11月29日付DIR制度調査部情報）

吉川満・中田綾「信託業法の改正のインプリケーション」（2004年11月30日付DIR制度調査部情報）

（注2）議員立法によるもの。